

協会公印規程

1. 公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という）の公印に係る事項は、この規程による。
2. この規程に押印してある「公益社団法人全国病院理学療法協会会長之印」（丸型、周径 6.7cm、木製 15 g）を、この法人の公印と定める。
3. 公印は、本協会が公的及びその他の機関と基本契約を締結するときを使用し、その他の公的文書及び証明書、表彰状、感謝状等については、協会の他の角型印を使用する。
なお、この場合にあつては押印を省略することができる。
4. 公印は会長が常時保管し、会長自らが使用する。
5. 会長に事故あるときは、会長の命により副会長が使用することができる。
6. 公印使用時には、公印使用記録簿にその内容を記録し、保管する。
7. この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

丸 型

角 型

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。